

○浅口市助産の実施に関する規則

平成18年 3月21日

規則第80号

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第22条第1項の規定に基づき、助産施設における助産の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(助産の実施基準)

第2条 福祉事務所長(以下「所長」という。)は、助産の実施を希望する妊産婦が、次の各号のいずれかに該当する場合に助産を実施する。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯に属する妊産婦

(2) 前号を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯に属する妊産婦

(3) 前2号を除く前年分の所得税非課税世帯であって、当該年度分の市町村民税課税世帯に属する妊産婦

(4) 第1号及び第2号を除く前年分の所得税課税世帯のうち、その世帯の所得税の合計額が8,400円以下の世帯に属する妊産婦であって、真にやむを得ない特別の理由があると認められる場合

2 前項の規定にかかわらず、当該妊産婦が次の各号のいずれかに該当する場合は助産を実施しない。

(1) 前項第1号、第2号及び第4号を除き、当該妊産婦の属する世帯が前年分の所得税課税世帯であるとき。

(2) 前項第1号及び第2号を除き、当該妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者であって、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が48万8,000円以上であるとき。

(入所の申込み)

第3条 助産の実施を希望する妊産婦は、次の書類を添えて所長に申し込むものとする。

- (1) 助産施設入所申込書(様式第1号)
- (2) 家庭現況報告書(様式第2号)
- (3) 同意書(様式第3号)
- (4) 妊娠の事実を証するもの
- (5) 申立・確認書(様式第4号。ただし、前条第1項第4号に該当する場合に限る。)

2 助産の実施は、原則、出産後は行わないものとし、前項の書類は、出産予定日のおおむね2箇月前までに提出するものとする。

(入所の決定等)

第4条 所長は、前条の規定による申込みを受理したときは、世帯調書(様式第5号)を作成し、申込みの内容を審査する。

2 助産の実施を決定したときは、当該妊産婦及び当該助産施設へ助産施設入所承諾書(様式第6号)を交付する。

3 助産の実施を行わないときは、当該妊産婦へ助産施設入所不承諾書(様式第7号)を交付する。

(実施の解除)

第5条 所長は、助産の実施の決定を受けた妊産婦が、実施前に、次の各号のいずれかに該当するときは、助産の実施を解除し、当該妊産婦及び当該助産施設へ助産実施解除通知書(様式第8号)を交付する。

- (1) 助産の実施理由が消滅したとき。
- (2) 当該助産施設での助産の実施が適当でないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか助産の実施が不相当と認められるとき。

(報告)

第6条 当該助産施設は、妊産婦が分娩を終えて退所したときは、妊産婦状況報告書(様式第9号)により、速やかに所長へ報告するものとする。

(入所費用)

第7条 所長は、助産施設の入所に係る費用について、当該妊産婦又はその扶養義務者から児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準(昭和61年岡山県告示第549号)に定める額により徴収する。この場合において、徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

2 所長は、助産施設の入所に係る費用を決定したときは、費用徴収月額決定通知書(様式第10号)を当該妊産婦へ交付する。

(入所費用の納付)

第8条 入所費用は、所定の納入通知書により所長の指定する期限までに納付しなければならない。

2 入所費用の徴収については、この規則に定めるもののほか、浅口市税外収入督促手数料及び延滞金徴収条例(平成18年浅口市条例第54号)の例による。

(入所費用の減免)

第9条 当該妊産婦又はその扶養義務者が入所費用を負担することができない場合は、入所費用を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による減額又は免除を受けようとするときは、助産施設入所費用減免申請書(様式第11号)を所長に提出しなければならない。

3 所長は、前項の規定による申請書を受理したときは、審査の上、入所費用の額を決定し、助産施設入所費用減免(却下)決定通知書(様式第12号)により当該妊産婦に通知するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月21日から施行する。

附 則(平成19年1月5日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年7月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年8月31日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月28日規則第43号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年11月24日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年2月16日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月18日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年1月9日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年7月15日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第1号、別表及び様式第5号の改正規定(「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分に限る。)は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の浅口市母子保護の実施に関する規則の規定及び第2条の規定による改正後の浅口市助産の実施に関する規則の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則(平成26年12月26日規則第37号)

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の浅口市情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の浅口市個人情報保護条例施行規則、第3条の規定による改正前の浅口市税条例施行規則、第4条の規定による改正前の浅口市国民健康保険税条例施行規則、第5条の規定による改正前の浅口市生活保護法施行細則、第6条の規定による改正前の浅口市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則、第7条の規定による改正前の浅口市児童手当支給に関する規則、第8条の規定による改正前の浅口市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則、第9条の規定による改正前の浅口市母子保護の実施に関する規則、第10条の規定による改正前の浅口市助産の実施に関する規則、第11条の規定による改正前の浅口市老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則、第12条の規定による改正前の浅口市身体障害者福祉法第38条の規定による費用徴収規則、第13条の規定による改正前の浅口市支援費支給規則、第14条の規定による改正前の浅口市心身障害者医療費給付条例施行規則、第15条の規定による改正前の浅口市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第16条の規定による改正前の浅口市知的障害者福祉法施行細則、第17条の規定による改正前の知的障害者福祉法第27条の規定による費用徴収規則、第18条の規定による改正前の浅口市国民健康保険条例施行規則、第19条の規定による改正前の浅口市診療報酬明細書等の開示に関する規則、第20条の規定による改正前の浅口市介護保険料減免及び徴収猶予に関する規則、第21条の規定による改正前の浅口市介護保険利用者負担額減免に関する規則、第22条の規定による改正前の浅口市介護保険要介護認定関係情報開示規則、第23条の規定による改正前の浅口市夜間花火

規制条例施行規則、第24条の規定による改正前の浅口市行政財産使用料徴収条例施行規則、第25条の規定による改正前の浅口市道路占用料徴収条例施行規則、第26条の規定による改正前の浅口市公共下水道条例施行規則、第27条の規定による改正前の浅口市公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例施行規則及び第28条の規定による改正前の浅口市寄島処理区公共下水道事業受益者分担金条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成30年2月5日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年12月22日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

助産施設入所申込書

年 月 日

浅口市福祉事務所長 様

妊産婦 住所
氏名
電話



次のとおり浅口市助産の実施に関する規則(平成18年浅口市規則第80号)第3条の規定により申し込みます。

入所を希望する助産施設名	第一希望
	第二希望
出産予定日	年 月 日
助産の実施を希望する理由	

○ 妊産婦の家庭の状況

区分	ふりがな氏名	妊産婦との続柄	生年月日	性別	職業	課税の有無		備考
						当該年度分市町村民税	前年分所得税	
妊産婦の世帯員		本人				有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
生活保護の状況			適用なし 適用あり(年 月 日保護開始)					
支援給付の状況			給付なし 給付あり(年 月 日給付開始)					
社会保険の加入状況	加入の有無	有・無	保険の種類			出産一時金等の額		
	被保険者の記号			番号		被保険者名		

(記入上の注意)

- この入所申込書は、妊産婦が次の点に注意して記入の上、市長に提出してください。
- 「助産の実施を希望する理由」欄は、保健上入院助産を受けることが必要であることについて、その具体的な状況を記入してください。
- 「妊産婦の世帯員」欄は、妊産婦本人及び妊産婦の配偶者、同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 市町村民税や所得税の額に応じて徴収金がかかる場合がありますので、徴収額決定のために必要書類(源泉徴収票、確定申告の写し)を必ず添付してください。
- 「社会保険の加入状況」の「加入の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 「備考」欄は、健康状況等入院助産の実施につき参考となるべき事項を記入してください。

様式第2号(第3条関係)

家庭現況報告書

申請者	氏名		生年月日	
	現住所			
	住居の状況	自家・借家・間借・その他()		
資産の状況	宅地	自地 m ²	貸地 m ²	借地料
	田	m ²	収入	月額
	畑	m ²	収入	月額
	山林原野	m ²	収入	月額
	その他	m ²	収入	月額
別居の家族の状況	氏名	年齢	住所	健康状態・援助の見込等
	(続柄:)			(職業:)
	(続柄:)			(職業:)
	(続柄:)			(職業:)
入所を希望する理由	(できるだけ詳細に記入してください。)			

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者氏名
(本人又は扶養義務者)



様式第3号(第3条関係)

同 意 書

この度の助産施設の入所に当たり、入所及び徴収金決定に必要な書類について世帯員の所得状況、資産状況を貴福祉事務所が官公庁の課税台帳等により確認されることに同意します。

年 月 日

申請者住所

氏名



浅口市福祉事務所長 様

様式第4号(第3条関係)

申 立 ・ 確 認 書

年 月 日

浅口市福祉事務所長 様

申請者氏名
(本人又は扶養義務者)

㊟

前年に比べて世帯の収入等が著しく減少したため、現在の所得状況により入所審査をしていただきたく、下記のとおり申し立てます。

申請者	氏 名			生年月日		
	現 住 所					
	職 業			現年所得額		
家族の状況	氏 名	年 齢	住 所	職 業	現年所得額	
	(続柄:)					
	(続柄:)					
	(続柄:)					
	(続柄:)					
	(続柄:)					
世帯の変動の理由	(できるだけ詳細に記入してください。)					
* 担当者所見	(課税額推計状況等)					
上記のとおり確認しました。						
年 月 日						
浅口市福祉事務所 担当者氏名						㊟

* 現年所得を証明する書類を添付すること。

様式第5号(第4条関係)

(表)
世 帯 調 書

申 請 者 (本人又は 扶養義務者)	住所				入 所 者 氏 名					
	氏名				入所施設名等					
入所者及び同一世帯の扶養義務者等の状況	氏 名	入所者との続柄	生年月日	職 業	市 町 村 民 税 額 (年 度 分)		所 得 税 額 (年 分)			備 考
					均 等 割	所 得 割	① 税額控除 後の所得 税の額	② 税額控除	③ (①+②) 税額控除 前の所得 税の額	
					円	円	円	円	円	
合 計 額										
社会保険の 状 況	保 険 の 種 別		健 保 ・ 国 保 ・ そ の 他							
	出 産 一 時 金 の 額		円							
<p>調査の結果上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">担当者氏名 ㊟</p>										

注意 記載要領は、裏面にあります。

(裏)

市長決定	世帯の階層区分	A B C() D()		
	入所・通所の別	<input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 通所		
	世帯内の他の入所者 (被措置者)の有無	<input type="checkbox"/> 有	他の入所者 (被措置者)氏名	
		<input type="checkbox"/> 無	入所施設名等	
徴収月額	円			
摘要				
記載要領				
1 入所者と生計を一にするすべての者について個人別に記載してください。 「扶養義務者」とは、入所者の直系血族(父母、祖父母、養父母等)及び兄弟姉妹並びにその他3親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情があるものとして特に扶養義務を負わせたものをいいます。				
2 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯である場合は、備考欄にその旨を記載してください。				
3 所得税額の欄				
①の欄……所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)に基づいて計算された実際に納付すべき所得税の額を記載してください。				
②の欄……寄附金控除(所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、配当控除(所得税法第92条第1項)、外国税額控除(所得税法第95条第1項から第3項まで)、住宅借入金等控除(租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項)、住宅耐震改修控除(租税特別措置法第41条の19の2第1項)、既存住宅特定改修控除(租税特別措置法第41条の19の3第1項及び第3項)及び認定長期優良住宅新築等控除(租税特別措置法第41条の19の4第1項及び第3項)、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項の合計額を記載してください。				
4 市町村民税の合計額及び所得税額の③の欄の合計額は、費用徴収月額を決定する世帯の階層区分の基準となります。				

様式第6号(第4条関係)

助産施設入所承諾書

第 号
年 月 日

様

浅口市福祉事務所長



年 月 日付けで申込みのあった助産施設の入所については、次のとおり承諾したので浅口市助産の実施に関する規則(平成18年浅口市規則第80号)第4条の規定により通知します。

入所する妊産婦の氏名	
入所する助産施設の名称及び所在地	
出産予定日	年 月 日
徴収金の月額及び納入方法	

(注意事項)

- 1 徴収金について変更のあった場合は、その旨通知します。
- 2 助産施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 助産施設への入所が適当と認められなくなった場合には、助産の実施を解除します。

様式第7号(第4条関係)

助産施設入所不承諾書

第 号
年 月 日

様

浅口市福祉事務所長



年 月 日付けで申込みのあった助産施設の入所については、次の理由により入所できませんので浅口市助産の実施に関する規則(平成18年浅口市規則第80号)第4条の規定により通知します。

(理由)

なお、本決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に浅口市長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、浅口市を被告として(訴訟において浅口市を代表する者は浅口市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第8号(第5条関係)

助産実施解除通知書

第 号
年 月 日

様

浅口市福祉事務所長



年 月 日付けで承諾した助産の実施を解除することになりましたので、浅口市助産の実施に関する規則(平成18年浅口市規則第80号)第5条の規定により次のとおり通知します。

妊産婦の氏名	
助産施設の名称及び所在地	
助産の実施の解除年月日	年 月 日
助産の実施の解除理由	

なお、本決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に浅口市長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、浅口市を被告として(訴訟において浅口市を代表する者は浅口市長となります。)当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第9号(第6条関係)

年 月 日

浅口市福祉事務所長 様

施設名
代表者氏名



妊産婦状況報告書

次のとおり妊産婦の状況を報告します。

住 所			
氏 名			
入院年月日	年	月	日
退院年月日	年	月	日
新生児出産年月日	年	月	日
性別・人数・体重	男・女	人	g
生・死の別	生・死		
分娩の状況	正常・異常・手術の種類()		
併発病			
その他			

様式第10号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

浅口市福祉事務所長



費用徴収月額決定通知書

助産施設の入所に要する費用のうち、あなたから徴収する額を次のとおり決定したので通知します。

費用徴収月額 (年度)	円	被入所者氏名	
		入所施設名等	

注意

- 1 (毎月)納入通知書を送付しますので、納期限までに指定の金融機関に払い込まれるか、又は当所に持参若しくは送金してください。
- 2 納期限までに完納されないときは、経過日数に応じ年14.5%の割合で計算した額の延滞金を徴収し、又は滞納処分を行うことがあります。
- 3 世帯の構成員若しくは税額に変更があったとき、又はその他特別の事情ができたときは、当福祉事務所に申し出てください。
- 4 住所に変更があったときは、直ちに当福祉事務所に申し出てください。

様式第11号(第9条関係)

助産施設入所費用減免申請書

年 月 日

浅口市福祉事務所長 様

申請者 住所
氏名
電話



年 月 日付け第 号により決定されました助産施設入所費用徴収額については、次の理由により負担能力に変動が生じたので浅口市助産の実施に関する規則(平成18年浅口市規則第80号)第9条の規定により申請します。

ふりがな		性別	生年月日
妊産婦氏名		男・女	年 月 日
入所施設名			
現在の入所費用	月額	円	
減免を受けようとする理由			

添付書類 徴収額の減免を受けようとする理由を証明する書類

様式第12号(第9条関係)

助産施設入所費用減免(却下)決定通知書

年 月 日

様

浅口市福祉事務所長



年 月 日付で申請のあった助産施設入所費用の減免については、次のとおり決定したので浅口市助産の実施に関する規則(平成18年浅口市規則第80号)第9条の規定により通知します。

ふりがな			性別	生年月日		
妊産婦氏名			男・女	年 月 日		
入所施設名						
年度	月分	徴収番号	入所者氏名	変更前の徴収金	減免の額	変更後の徴収金
				円	円	円
却下理由						
摘要						

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第3条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第4条関係)

様式第7号(第4条関係)

様式第8号(第5条関係)

様式第9号(第6条関係)

様式第10号(第7条関係)

様式第11号(第9条関係)

様式第12号(第9条関係)